

敬老事業補助金についての Q&A

各敬老事業実施団体からお問い合わせがありました事項について、お知らせいたします。

Q1 対象者名簿に載っていない人がいます。

名簿には作成時点（５月頃）に各団体の区域内に住所がある人が載っています。

また、５月に敬老会を実施する施設に入所者の照会をしています。施設での参加者と回答のあった人は住所を自宅においたままであっても、名簿から除いています。施設には、住所を自宅においたままの人について、施設の敬老会対象者になることについてご本人、ご家族に確認をとった上での回答をお願いしてあります。

Q2 対象者名簿に載っている人には記念品を渡さないといけませんか。

名簿に載っている人は、市が補助金交付の算定に入れることができる人です。対象者は会員等に限定したものではなく、各団体で決めていただいてもかまいません。

例①市の補助金は出ないが、町内会の負担で７０歳以上を対象にする。

例②対象者名簿に載っているが、町内会に加入していない人は対象にしない。（その場合、補助金交付の人数には含めることはできません）

Q3 対象者名簿に載っているけど、そこには住んでいない様子です。

住所を変更せずに転居などされた場合も名簿に載ります。また、名簿作成後の転居・死亡等のお知らせはしていません。対象者の最終確認は各実施団体においてお願いします。

※記念品を用意された後に亡くなられた場合などは、対象者として算入していただいてもかまいません。

Q4 対象者名簿はコピーできませんか。

対象者名簿は、コピーできません。また、必ずご返却をお願いします。
※コピーが出回ったり、紛失されると、今後対象者名簿の提供ができなくなるおそれがあります。取り扱いにご注意ください。

Q5 覚書は何故必要なのですか。

個人情報の取扱いについては、これまでは各行政機関等で別々の法律や条例により運用されていましたが、団体ごとの規制の不均衡や不整合を是正するため、令和5年4月1日から個人情報保護法に一元化されました。

これに伴い、個人情報を含む対象名簿の取扱いを厳格化するため、実施団体と三原市で覚書を締結することとなりました。

令和6年度は、令和6年5月31日時点の実施団体名、代表者名を印字したものを高齢者福祉課にて準備しています。代表者印を押印いただき、覚書を締結後、名簿を提供します。なお、事前に印字したものと実施団体名や代表者名の変更があった場合は、窓口にて覚書に実施団体の署名捺印をしていただき、三原市長印を押印した後、名簿提供となりますので、ご了承ください。

実施団体の方々は事務が一部追加されますが、市民の個人情報を守るためにご協力をお願いします。

Q6 代表者とは町内会等の会長でなくてははいけませんか。

代表者は原則町内会等の会長の名前で申請してください。また、申請書や報告書の内容について市から連絡することもありますので、実務を代表者以外がされる場合は、担当者名と連絡先をお伝えください。

Q7 代表者が代わった場合は、どうすればいいですか。

代表者の変更届（書式は特に決まっていません。前代表と新代表の名前、住所、印鑑をお願いします）を提出してください。

役員改選による代表者変更などがあったとき以外は、敬老事業関係の代表者は同じ方をお願いします。

Q8 実績報告書に添付する書類はどのようなものですか。

対象者名簿（貸出ししていない場合は、団体が作った名簿をお願いします）、支出を証する書類（領収書、レシート等）、事業を実施したことがわかる書類（敬老会の写真、配った記念品の写真等）を添付してください。演芸の謝金など、個人への支払いもできるだけ個人から領収書をもらってください（難しいようなら会長名の支払証明書など、支出額と支払先がわかるようにしてください）